

写

平成31年 1月11日

所沢市議会議長 荻野 泰男 様

所沢市議会政策研究審議会

会 長 扇 原 淳

答 申 書

平成30年11月13日付け所議第487号で諮問のありました下記の事項について、本審議会において審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問事項

- (1) トコろん健幸マイレージについて
- (2) 議案質疑のあり方について

別紙

本審議会は、荻野泰男議長より諮問のあった2件の事項について、平成30年11月13日及び平成31年1月11日、計2回の審議を行いました。

第1回の審議は、事前に配付された資料及び諮問事項を提案した各委員会の委員長からの概要説明を基に、質疑・意見交換を行いました。

第2回の審議において、第1回の審議を整理しまとめた答申案について協議を行いました結果、以下のとおり答申するものです。

(1) トころん健幸マイレージ事業について

諮問いただきました五項目を含め、以下のとおりお答えします。

及び に関連し、医療費抑制及び行動変容に係る検証結果については、性、年齢、疾患内容などに関する検討の情報が僅少なことから評価することは困難です。また、他に見込まれる効果ということについては、これまでも実証的な効果測定は行われてきていないと考えるところです。

については、情報取得のためのコストとその情報を活用することによって得られる効果を比較考量し判断するものと考えます。

及び に関して、会議の中で紹介した事例や検討事項（民間サービス事業者と連携した効果的・効率的事業モデルの構築、生涯にわたる健康関連データの連結とその利活用、及び成果連動型 Social Impact Bond の導入など）は、事業設計の際のヒントとして一考いただければと思います。「街づくり」「地域づくり」といった大きな枠組みで、現在の「健幸」という視点を意識した取り組みが期待されます。

所沢市の健幸長寿の取り組みに関しては、今回諮問事項となったマイレージ事業に限定することなく、これまで委員会で取り組んでこられた「健幸長寿」に関する調査等にありました所管部局の主要計画（「所沢市保健医療計画」）の範疇だけに留まらず、部局横断的な総合事業の課題としてとらえ、「健康教育」「都市計画」「産業振興」「産学官連携」などの観点からも今後さらに審査を進められることを期待します。

「健幸長寿」が実感できる具体的な状態として、審議会の中では「平均寿命、健

康寿命の延伸」「歩行・運動」「食生活」「心の健康」「検診の機会」「がんの早期発見」「健康教育の充実」といった点に触れていますので、審査の参考としていただければと考えます。

(2) 議案質疑のあり方について

「議案質疑のあり方について」は、今回特に具体的な論点を言及されませんでしたので、議会を外から見る者、聴く者の立場から、「定例会における議案質疑の意義」「市民にとってのわかりやすさ」といった点をポイントに、以下のとおり答申します。

市議会におけるこれまでの議会運営に関する協議の中では、質疑・質問に関し、他の様々な要因を踏まえつつ、議論されてきたことと推察します。今回は、他の要因が及ぼす影響等についての具体的な説明をいただけなかった中、審議会では、「市政に関する一般質問」が主に一問一答方式で行われており、質問・答弁の回数に制限を設けていないことと比較して、1件の質疑における質問・答弁を3回までとする回数制限の下「議案質疑」が行われていることについて、現状をふまえ議論しました。

市民が市議会定例会の内容を知るための手段としては、当日の傍聴、インターネットによる中継視聴により実況が確認できるほかは、後日作成される議事録や市議会だよりなどにより事後的に確認されているのが現状です。市において何が行われようとしているのか、自分たちの暮らしがどうなるのかを知ってもらう上で、議会の動きを知ることはとても重要なことです。

したがって、質問・質疑の方式についても、市民にとってのわかりやすさに対する配慮が重視されるべきだと考えます。

議案質疑のあり方という諮問に対しては、本会議議案質疑の議会日程・審議上の位置付けを明らかにし、毎定例会の論点を明確にする機能として期待される点で、一問一答による質疑の実現に向けた協議をさらに進めていただければと思います。



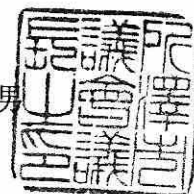
所 議 第 487 号

平成30年11月13日

所沢市議会政策研究審議会

会 長 扇 原 淳 様

所沢市議会議長 荻野 泰男



諮 問 書

所沢市議会政策研究審議会条例（平成28年条例第4号）第2条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) トころん健幸マイレージ事業について
- (2) 議案質疑のあり方について

2 諮問の理由及び背景

- (1) トころん健幸マイレージ事業について

本市では、“健幸長寿のマチ 所沢”、男女ともに健康寿命県内第1位を目指し、市民のさらなる健康増進と健康保持を実現するためにさまざまな取り組みを実施している。

健康福祉常任委員会では、健幸長寿の取り組みについて、現在審査を行っており、4月27日には埼玉県志木市を、7月12日には青森県青森市を視察し、他市における健康長寿の取り組みについて調査を行うとともに、11

月2日には、健康推進部が実施する健幸長寿の取り組みについて、特定事件として審査した。

本市の健幸長寿の取り組みの代表的なものである中之条研究のエビデンスである「1日8,000歩・中強度運動20分以上」という「歩き」と「速歩き」を推奨し、自らの健康の保持・増進、疾病予防を支援する取り組みである「トコロん健幸マイレージ事業」（以下「マイレージ事業」という。）については、地方創生推進交付金、埼玉県健康長寿埼玉モデル普及促進事業補助金の財源により実施している。平成32年度より現在の補助金の交付がなくなるが、市としてこの事業を継続していく方向であり、今後の事業の在り方、実施方法等については、十分な検討が必要となる。

今後、委員会としては、視察や審査結果等を踏まえ、健幸長寿の取り組みについて提言を検討しているところであり、その中心的な事業であるマイレージ事業に係る次の項目についてご意見を伺いたい。

- ① マイレージ事業の効果として医療費抑制及び行動変容のほか、効果が見込まれる事項について
- ② 効果の検証に係る医療費の比較分析の方法について
- ③ 他の健康保険の被保険者データの取得及び活用による効果検証について
- ④ 地域と民間を巻き込んだ事業とするために有効な施策について
- ⑤ マイレージ事業のほか、健康長寿につながると見込まれる事業について

(所管：健康福祉常任委員会)

(2) 議案質疑のあり方について

議員の質問は提案された議案に対する本会議場での質疑および各委員会での質疑と市政に対する一般質問がある。

議会基本条例第9条第1号では「議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式を行うことができる。」と規定されている。

市政に対する一般質問では平成21年第3回定例会より各議員の判断で一問一答方式を選択できるようになった。各委員会では一問一答方式でも質疑

を行うことができる。しかし、本会議での議案質疑については1時間を目途に会議規則第55条の規定のとおり各項目3回で質疑を行ってきた。

所沢市議会では平成21年3月に議会基本条例を制定してから議会として進める議会改革等の取り組みについて更なる改善を図るため、議会基本条例第30条及び所沢市議会議会評価実施要綱により毎年自己評価を行っているが議会改革評価でこの項目について達成しているという判断がされてきた。

本諮問事項では改めて議案質疑のあり方について検討に必要な資料を添えて諮問するものである。

(所管：議会運営委員会)